

岐阜県公報

第二千四百号

平成二十一年十二月四日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

(都市政策課) 七六三^{ページ}

公安委員会規則

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則の一部を改正する規則
銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

(生活環境課) 七六四

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 七六五

道路の供用開始

(道路維持課) 七六五

建築基準法に基づく道路の指定

(建築指導課) 七六六

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 七六六

落札者等に関する公示

(医療整備課) 七六七

採石法及び行政手続法による聴聞の実施

(商工政策課) 七六七

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 七六八

土地改良事業の施行の適当の決定

(同) 七六八

公共測量の実施

(用地課) 七六八

規則

岐阜県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十九号

岐阜県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二週間」を「三週間」に改め、同条第二項中「新聞等により行う」を「住民に周知させるため必要と認められる方法によるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の公告の日から二週間都市計画案を公衆の閲覧に供するものとする。
第四条中「開催日の五日前」を「前条第三項に規定する閲覧期間の満了の日」に、「氏名、職業及び年令」を「及び氏名」に改める。

第五条第三項中「告げ」を「通知」に改める。
第六条第一項中「岐阜」を削り、「知事が指定」を「知事が指名」に改める。
第九条の見出し中「公述人に対する」を削り、同条に次の一項を加える。

2 公述人は、質疑することができない。
第十一条第二項第三号中「氏名、職業及び年令」を「及び氏名」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第十二号

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則の一部を改正する規則

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則（平成四年岐阜県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 法第六条第一項に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第二項の規定による許可の期間は、六十日とする。

第三条中「及び申請書」を「申請書その他提出すべき書類等」に改め、同条第二号中「様式第一号の二」を「様式第二号」に改め、同条第三号中「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同条第四号中「様式第四号」を「様式第六号」に改め、同条第五号中「様式第四号の二」を「様式第七号」に改め、同条第六号中「様式第四号の三」を「様式第八号」に改め、同条第七号中「様式第四号の四」を「様式第九号」に改め、同条第八号中「様式第四号の五」を「様式第十号」に改め、同条第九号中「様式第四号の六」を「様式第十一号」に改め、同条第十号中「様式第七号の三」を「様式第十九号」に改め、同条第二十四号中「様式第十四号の四」を「様式第八十二号」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第二十三号中「様式第十四号の三」を「様式第八十一号」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十二号中「様式第十二号の二十」を「様式第七十三号」に改め、同号を同条第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 様式第八十号 準空気銃製造等届出書 二通
第三条第二十一号中「様式第十二号の十九」を「様式第五十八号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十三 様式第六十六号 年少射撃資格認定申請書 一通

二十四 様式第六十八号 年少射撃資格認定証書換申請書 一通

二十五 様式第六十九号 年少射撃資格認定証再交付申請書 一通

二十六 様式第七十号 年少射撃資格講習受講申込書 一通

第三条第二十号中「様式第十二号の十五」を「様式第五十四号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号中「様式第十二号の十四」を「様式第五十三号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十八号中「様式第十二号の七」を「様式第四十五号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十七号中「様式第十二号の四」を「様式第四十二号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「様式第十二号の三の三」を「様式第四十号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「様式第十二号の三 許可事項まつ消申請書」を「様式第三十八号 許可事項抹消申請書」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「様式第十二号の二」を「様式第三十七号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「様式第十二号」を「様式第二十六号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「様式第十一号」を「様式第三十五号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「様式第八号」を「様式第二十九号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成二十一年岐阜県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十二条の三」を「第四条の三第二項及び第十二条の三」に改める。

第一条中「第十二条の三」を「第四条の三第二項及び第十二条の三」に改め、表の「上欄」の下に「」に掲げる指定区分ごとと、同表の中欄」を加え、同条の表を次のように改める。

指定区分	診断の対象者	医師
法第四条の三第二項の三による指定	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症である者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
法第十二条の三の規定による指定	法第五条第一項第三号の政令で定める病气（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第八条第三号に定める病气を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項の精神保健指定医に指定されている医師
	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第八条第三号に定める病气にかかっている者	上欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
	介護保険法第八条第十六項に規定する認知症である者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町谷汲神原字平岩一六八九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の年月日ほか)

保安林予定森林の所在場所
 飛驒市宮川町菅沼字前平四七四の一、四七四の九、四七六の一
 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字前平四七六の一
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 岐阜県告示第六百四十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十一年十二月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年十二月四日
 岐阜県知事 古田 肇

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非	公 示	道路の種類 <small>都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三号、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三号、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三号</small>	道路名 国道八号 多治見市住吉町三丁目六〇番七地先から 同市住吉町五丁目一番地の一地先まで	区 間 多治見市住吉町三丁目六〇番七地先から 同市住吉町五丁目一番地の一地先まで	幅員(メートル) 三・〇〇	延長(メートル) 三〇・〇〇	指定番号 東建築第一一三三の二	指 月 日 定 平成 三・二・三
		岐阜県告示第六百四十九号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので告示する。 平成二十一年十二月四日 岐阜県知事 古田 肇	一般 国道 号 百五十七 本巢市根尾平野字前沖一二七番五地先から 同市日当 字村前道下一八六番一地先まで	一、二九〇・〇 平成 三・二・三 平成 一〇・一・三				

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域資料情報化コンソーシアム
- 三 代表者の氏名 浅野 孝明
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市明徳町一〇番地 杉山ビル四階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の文化資料のデジタルアーカイブ化とその活用に関する事業を行い、高度情報通信社会のための基盤整備を支援することによりまちづくりの推進を図ることを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 岐阜県総合医療センターで使用する都市ガス 約 2,921,000 m³
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成21年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦ガス株式会社
取締役 常務執行役員

岐阜県知事 古田 肇

6 契約に係る金額 160,512,650円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総合医療センター総務課購買担当
- (2) 所在地 岐阜市野一色4丁目6番1号

採石法及び行政手続法による聴聞の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十四条の四第二項及び行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により公開の聴聞を行うので、岐阜県聴聞規則（平成六年岐阜県規則第八十二号）第九条の規定に準じて次のとおり公示する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 日 時 平成二十一年十二月十六日 午後二時から午後三時まで
- 二 場 所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁二階相談室六
- 三 被聴聞者
 - (一) 氏名 佐藤 耕司
 - (二) 住所 愛知県豊田市白川町日面二七四番地三二
 - (三) 採石業者の登録番号 岐阜県採石登録第八五一号

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
	岐阜県知事 古田 肇	

輪之内東部地区	輪之内町役場	平成二一・一二・八から 同二二・一一・八まで
---------	--------	---------------------------

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
輪之内本戸地区	輪之内町役場	平成二一・一二・八から 同二二・一一・八まで

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
高山市	漆垣内地区	高山市役所前 掲示場	平成二一・一二・八から 同二二・一一・八まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
防衛省東海防衛支局
- 二 作業種類
公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十一年十一月十一日から
同二十二年一月二十一日まで
- 四 作業地域
各務原市那加楠町及び三井町四丁目 地内

平成二十一年十二月四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社